

信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針 ＜用語の説明＞

当金庫の信用金庫電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）との連携及び協働に係る方針に関する主な用語を次のとおり説明いたします。

- 電子決済等代行業者

決済関連分野において、近年、金融機関と顧客との間に立ち、顧客からの委託を受けて、ITを活用した決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う者をいいます。

- API（アプリケーション・プログラム・インターフェイスの略）

システム同士をつなぐ際のとりきめ（手順）であり、これを外部の企業に公開することをオープンAPIといいます。なお、フィンテック（金融×IT）の動きが加速する中、オープンAPIを用いて、金融機関システムが管理するデータや機能と、電子決済等代行業者をはじめとするフィンテック企業が提供するサービスとが結び付くことで、スクレイピング状況の解消や、新しいサービスが創出されることなどが期待されています。

- スクレイピング

フィンテック企業が提供している家計簿アプリ等のサービスは、フィンテック企業が予め利用者からインターネットバンキング（預金口座等）のID・パスワードの提出を受けたうえで、利用者の入出金履歴等を参照する仕組みをいいます。

なお、スクレイピングは、利用者の情報セキュリティを害する等の懸念がりましたが、金融機関のオープンAPI公開によりフィンテック企業にID・パスワードを提供することなく、家計簿サービス等の提供を受けられるようにできます。

- 更新系API

金融機関に預金口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含みます。）を受けて、電子決済等代行業者より、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの指図を受け、これを当該金庫に対して伝達することをいいます。

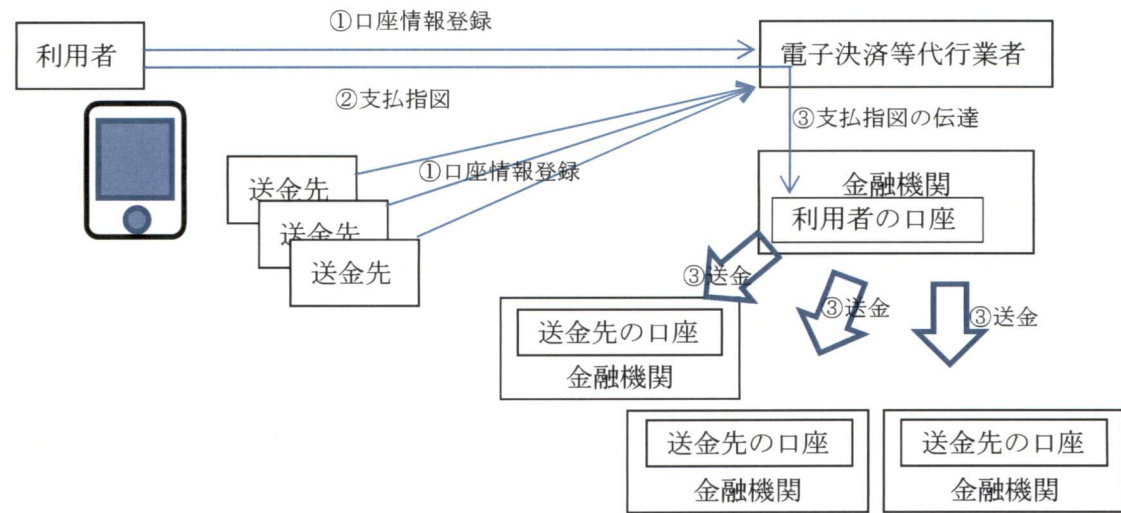
- 参照系API

金融機関に預金口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含みます。）を受けて、電子決済等代行業者より、当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者に提供することをいいます。

以 上

<更新系のイメージ>

送金プラットフォームサービス（金融機関に決済指図を伝達）



<参照系のイメージ>

口座情報サービス（金融機関からの口座情報を取得、顧客に提供）

